

報告第 3 7 号

資金不足比率の報告について

令和 7 年度決算に基づく資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 9 月 3 日

提出者 長野市長 荻 原 健 司

資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、各公営企業の令和7年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告します。

記

(単位：％)

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20
下水道事業会計	—	
戸隠観光施設事業会計	—	
産業団地事業会計	—	
鬼無里大岡観光施設事業特別会計	—	

備 考

- 1 資金不足比率については、計算結果がマイナス（資金剰余）となりましたので、「—」と表示しました。